

別表（第5条関係）

高砂市環境に配慮した電力調達契約評価配点表

環境評価項目	区分	配点
(1) 令和元年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出 係数 ※1 (単位：kg-CO ₂ /kWh)	0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
	0.600 以上 0.690 未満	20
	0.690 以上	0
(2) 令和元年度の未利用エネルギーの活用状況 ※2 (単位：%)	0.675 以上	10
	0.675 未満	5
	活用していない	0
(3) 令和元年度の再生可能エネルギーの導入状況 ※3 (単位：%)	7.50 以上	20
	5.00 以上 7.50 未満	15
	2.50 以上 5.00 未満	10
	2.50 未満	5
	導入していない	0

※1 二酸化炭素排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている電気事業者の調整後排出係数とする。

※2

- (1) 未利用エネルギーの活用状況とは、次の方法により算出した数値をいう。
- ① 令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)を、②令和元年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値
(算出方式)
未利用エネルギーの活用状況=①÷②×100
- (2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他者電力購入に係る活用分を含み、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分を含まない。）をいう。
- ① 工場等の排熱又は排圧
② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
③ 高炉ガス又は副生ガス
- (3) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他に化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次に定める方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
- ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、その算出した数値を全体発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※3

- (1) 再生可能エネルギーとは、FIT法において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気をいう。
- (2) 再生可能エネルギーの導入状況とは、次の①（令和元年度に自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端））及び②（令和元年度に他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端））を合計した当該年度における再生可能エネルギー電気の利用量を、③令和元年度の供給電力量（需要端）で除した数値をいう。（電力の単位は全て kWh）
(太陽光発電の余剰電力買取制度及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。)
(算出方式)
令和元年度の再生可能エネルギーの導入状況= (①+②) ÷③×100